

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和2年5月28日(2020.5.28)

【公開番号】特開2019-96492(P2019-96492A)

【公開日】令和1年6月20日(2019.6.20)

【年通号数】公開・登録公報2019-023

【出願番号】特願2017-225287(P2017-225287)

【国際特許分類】

H 01 B	5/02	(2006.01)
H 01 B	5/08	(2006.01)
H 01 B	5/12	(2006.01)
H 01 B	7/00	(2006.01)
H 01 B	7/18	(2006.01)
H 01 B	7/04	(2006.01)
B 60 R	16/02	(2006.01)

【F I】

H 01 B	5/02	Z
H 01 B	5/02	A
H 01 B	5/08	
H 01 B	5/12	
H 01 B	7/00	3 0 1
H 01 B	7/18	D
H 01 B	7/00	3 0 6
H 01 B	7/04	
B 60 R	16/02	6 2 0 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月13日(2020.4.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0048】

(塩水噴霧試験)

試料1を120で1000時間放置した。次いで、この試料1に、5重量%NaCl水溶液(液温35)を96時間噴霧した。次いで、この試料1を、85、90%RHの高温高湿条件下で96時間放置した。上記塩水噴霧試験後の試料1の腐食状態をマイクロスコープを用いて観察した。その結果、試料1は、塩水による腐食が発生し、腐食抑制効果がなかった。この試料1の腐食状態を「C」とする。次いで、上記と同様に、試料2～試料8について、塩水噴霧試験を実施した。試料1と比べて塩水による腐食が抑制されており、外層全体に占めるピンホール割合が1%以下であった場合を「A+」とした。試料1と比べて塩水による腐食が抑制されており、外層全体に占めるピンホール割合が1%超3%以下であった場合を「A」とした。試料1と比べて塩水による腐食が抑制されており、外層全体に占めるピンホール割合が3%超5%以下であった場合を「B+」とした。試料1と比べて塩水による腐食が抑制されており、外層全体に占めるピンホール割合が5%超10%以下であった場合を「B」とした。なお、「B」は、塩水による腐食が許容範囲内で生じたものの、腐食抑制効果が少なからずあったといえる場合である。以上の結果をまとめて表1に示す。